

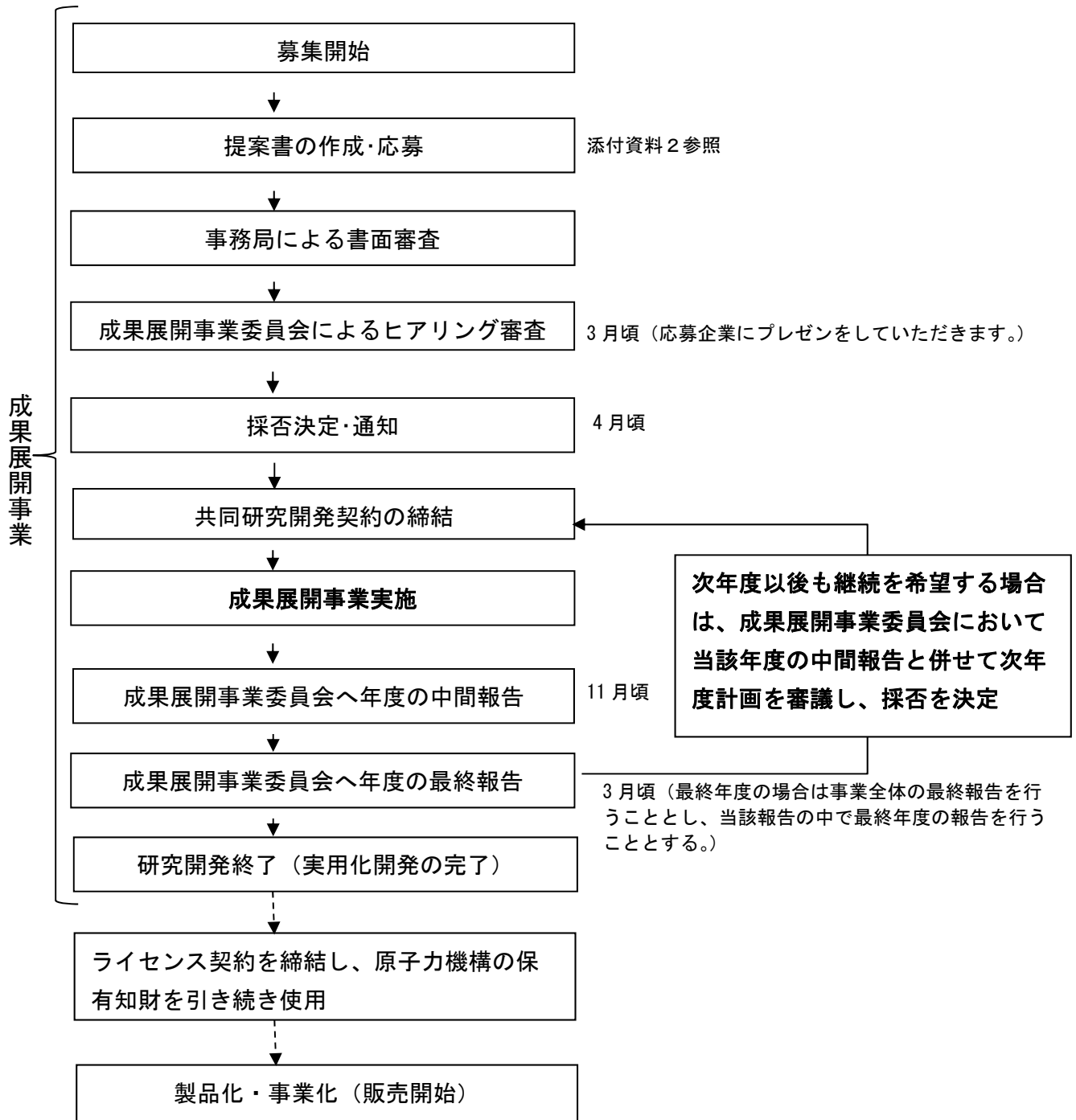
(添付資料 1)

令和3年度  
「成果展開事業」新規共同研究開発テーマ  
に関する募集要項

令和3年2月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## 1. 募集開始から研究開発終了までの流れ



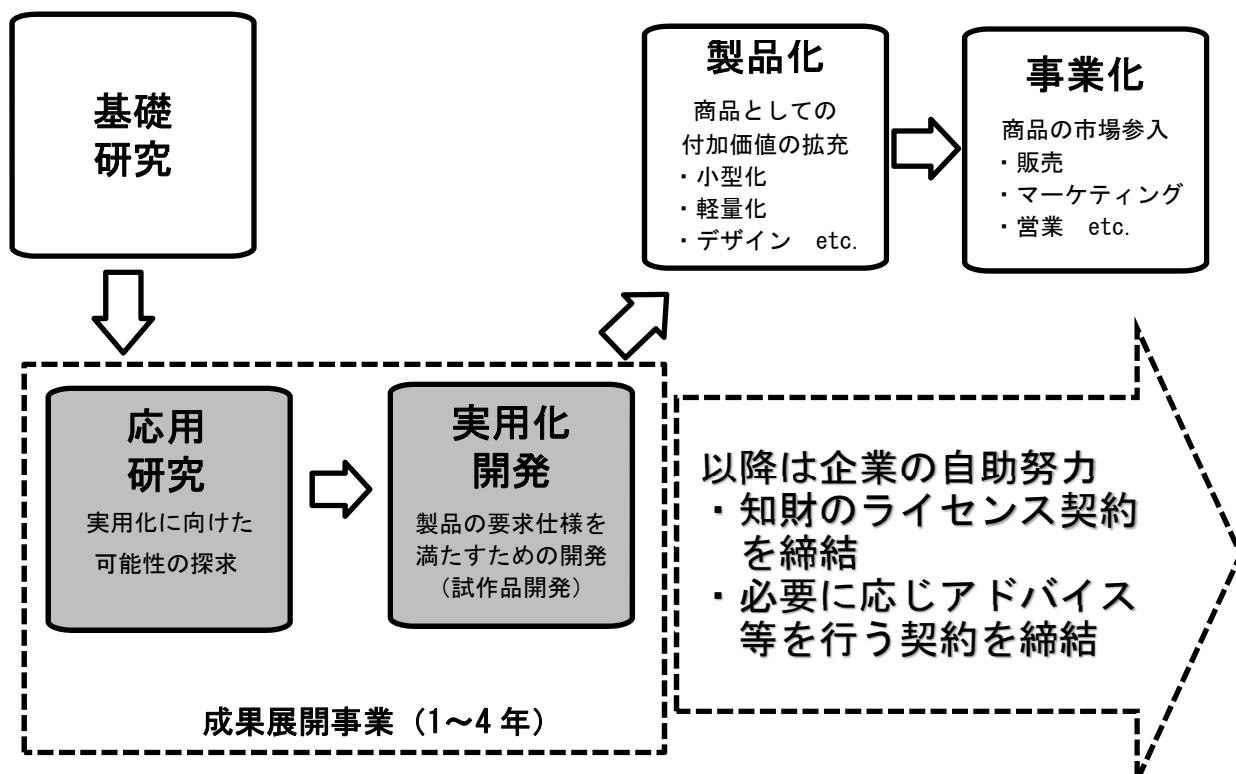
## 2. 新規共同研究開発テーマ募集の概要

本事業は、原子力機構の保有する特許（出願中のものを含む。）や、研究開発報告書又はこれに準じた形式で公表されている原子力機構が権利を有する研究開発成果（以下「原子力機構が保有する知的財産」という。）を活用し、新製品・サービス（以下「製品」という。）の実用化に向けた共同研究開発を募集するものです。概要は、以下のとおりです。

### ① 事業の目的

本事業においては、原子力機構が保有する知的財産を利用した製品開発を行う企業を支援することとしており、実用化の目途がつき、試作品を製作可能な水準にまで達することを目標とします。

#### 参考 1 成果展開事業の適用範囲



### ② 応募資格

国内企業で原則として中小企業の方といたします。経営の安定した企業で資力及び信用を有し、かつ、実用化開発をするための技術開発能力と意欲があることが必要です。

### ③ 研究開発テーマ

原子力機構が保有する知的財産を利用したものであれば、特に制限はありません。

原子力機構の特許、研究成果技術情報及び製品開発の成果事例を原子力機構ホームページ「HOME→産学連携タブ→成果利用\*」から御覧いただけます。

なお、利用対象となる特許が共同出願である場合は、実施に当たって共願先の了解が必要となるため、事前にご相談ください。

\* 特許 (JAEA 技術シーズ集) は <https://rdreview.jaea.go.jp/seeds/top/>

研究成果技術情報は <https://jopss.jaea.go.jp/search/servlet/interSearch>

製品開発の成果事例は <https://tenkai.jaea.go.jp/achievement/case/>

#### ④ 採否の決定方法

採否は、外部の有識者からなる成果展開事業委員会を開催し、応募企業からのプレゼンテーション等を踏まえて審査の上、決定します。

#### 参考2 審査の評価項目

<p>1. 販売計画が明確か (評価の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 開発商品の市場・ニーズ対象の明確さ</li><li>・ 商品の社会的影響、ユーザーメリットの大きさ</li><li>・ 市場の見通し(市場規模)の大きさ</li><li>・ 事業化におけるリスク(国内外の競合商品の有無等)の大きさ</li><li>・ 経済波及(コスト削減、収益見込み等)の大きさ</li></ul>
<p>2. 実用化までの技術開発ロードマップが明確か (評価の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 開発構成要素の現状分析と開発目標の設定の的確さ</li><li>・ 開発期間の設定・実用化までの工程の的確さ</li><li>・ 原子力機構からの技術支援の寄与効果の大きさ</li><li>・ 開発課題抽出及び解決方策の的確さ</li></ul>
<p>3. 開発のマネジメントは適切か (評価の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 開発体制、原子力機構発明者等の協力支援体制の確保見通し</li><li>・ 開発環境(設備・施設)の確保見通し</li><li>・ 開発費用内訳の明確さ</li><li>・ 開発意欲</li></ul>

#### ⑤ 実施期間

原則として1年間(令和3年度の場合、令和4年1月末まで)といたします。なお、成果展開事業委員会が認めた場合は、4年を限度として1年度ごとの延長が可能です。

#### ⑥ 原子力機構からの経費支援

採択テーマ1件当たりの原子力機構からの支援額は、毎年度、原則として500万円以下で、かつ、総研究開発費の50%以下といたします。ただし、2年度目以降で、成果展開事業委員会が必要性を認めた場合は、毎年度1,000万円以下で、かつ、総研究開発費の50%以下とします。

#### ⑦ 原子力機構からの経費以外の支援

本事業の実施に当たり、必要に応じて、利用する原子力機構の知的財産に関する技術アドバイスや情報を提供いたします。また、原子力機構の施設・設備の利用を希望する場合は、原子力機構の規程に基づき、別途検討の上、便

宜を図ります。

⑧ 採択予定件数

令和3年度は4件程度を採択する予定です（別途採択する令和2年度における研究開発実施テーマの延長分を含む。）。ただし、本事業の予算状況等に応じ、採択件数が変動することもあります。

⑨ 募集期間

令和2年12月21日（月）～令和3年3月24日（水）（必着）

3. 提案書作成及び提出

- ① 添付資料2の書式に従って提案書を作成してください。提案書は、A4用紙で作成願います。
- ② 企業の概要が分かるパンフレット等を添付願います。
- ③ 過去3期分の決算報告書を添付願います。
- ④ 提出部数は1部で、郵送でお願いします（2. ⑨の締切日必着）。
- ⑤ 応募書類は、返却しませんのでご了承ください。なお、これらの書類は本事業以外には使用いたしません。

⑥ 提出先

〒319-1195

茨城県那珂郡東海村大字白方2-4

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

研究連携成果展開部 知的財産管理・利用促進課（産学連携担当）

応募に当たっては、開発責任者を選任していただきます。開発責任者は、共同研究開発の実施期間を通じ、提案企業を代表して開発に責任を持つこととなります。なお、大学等の第三者研究機関（以下、「大学等」という。）が役割分担し、共に研究開発に参加する実施形式の提案も可能です。大学等の参加形式については事前にご相談下さい。

4. 契約内容

本事業を実施するに当たり、原子力機構は、実施企業と以下の事項を定めた共同研究開発契約を締結します（大学等を含め3者で契約を結ぶ場合も同様とする。）。

- ① 研究開発実施計画（目的、研究開発項目、実施場所、実施期間及び実施体制を含む。）
- ② 研究開発費の支出限度額
- ③ 知的財産の取扱い
- ④ 研究開発費の支払方法
- ⑤ 実施状況の報告（月報等）

- ⑦ 研究開発費の収支に係る帳票の整備及び報告
- ⑧ 研究開発費で取得した物品等の取扱い
- ⑨ 成果報告書の作成（実施年度ごとに中間報告書及び最終報告書。最終年度の期末には、事業最終報告書も作成）
- ⑩ その他必要な事項

#### 5. 原子力機構からの経費支援の対象

- ① 原子力機構が支援する共同研究開発費は、機械装置費、消耗品費、外注費、報告書作成費等の共同研究開発の実施に必要と認められるものが対象となります。なお、共同研究契約実施企業における人件費は、経費支援の対象なりません。
- ② 上記の共同研究開発費のうち、原子力機構から実施企業への支払は、原則として年度末ごとに金額を確定して行います。また、金額の確定は、全ての研究開発費の支出について、その収支を明らかにした帳簿類、領収書等の証拠書類を確認の上行います。

#### 参考3 成果展開事業において原子力機構が支払可能な費目一覧表

費目	摘要
1. 機械装置費	取得価格が10万円以上で耐用年数が1年以上の機械装置等（車両運搬具を含む。）の購入、製造、改造及び据付けに要する費用
2. 消耗品費	機械装置費に該当しない物品（試験用消耗品、原材料等）に要する費用
3. 外注費	共同研究開発を遂行するために必要な試験、設計、コンピュータソフトの開発等の一部を下請業者を使って実施する場合の費用
4. 報告書作成費	報告書の作成に必要な複写、印刷及び製本に要する費用
5. その他特別費	共同研究開発を遂行するために必要な旅費、謝金、委員会費、賃借料等

#### 6. 共同研究開発成果の取扱い

- ① 共同研究開発の成果については、年度の中間報告、年度最終報告及び事業の最終年度の場合には事業全体の最終報告をしていただき、成果展開事

業委員会で評価を行います。

- ② 本研究開発の成果が商品として製造・販売され、売上げが生じた場合は、販売価格に原子力機構が保有する知的財産の技術的寄与を考慮した実施料率を乗じた金額を、実施料として原子力機構にお支払いいただきます。
- ③ 本事業により共同で創作した新たな知的財産については、原子力機構と実施した企業との共有といたします。
- ④ 事業終了後、企業において更に開発を継続することになりますが、利用していた知的財産については、改めてライセンス契約を締結させていただきます。更に、原子力機構からアドバイス等を実施する契約を結ぶことも可能です。